

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 坂出市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.3%
全職員	90.1%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.4%
本庁課長補佐相当職	100.1%
本庁係長相当職	97.7%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	83.4%
31～35年	95.2%
26～30年	95.6%
21～25年	97.1%
16～20年	88.4%
11～15年	98.0%
6～10年	88.1%
1～5年	93.1%

#### 【説明欄】

役職段階別について  
本庁部局長・次長相当職の女性職員の対象者なしのため「—」と表記

坂出市消防本部について  
情報公表の対象者が少ないことから非公表

全体を通じて、男性より女性の給与が低くなっている要因として、男性は世帯主や住居の契約者となっている割合が多く、扶養手当や住居手当などの手当が考えられる。また、部分休業など取得するのは女性が多いため、その点も給与の差異に影響を与えていると思われる。

一方で、課長補佐相当職について女性の給与の割合が高かった要因については、役職定年により副主幹級の給与へと変更になったことで大きく給与が減少した者が女性に比べて男性の方が多かったためと考えられる。(男性4人女性2人)

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。